令和４年７月５日

自治体債権管理・回収のための弁護士による公開セミナー

消滅時効の基礎

なかむら公園前法律事務所　弁護士　伊藤　麻衣子

１　時効制度の趣旨

①永続した事実状態の保護

②証拠の散逸、立証の困難

③権利の上に眠る者は保護不要。

２　消滅時効の援用

（時効の援用）
民法145条　時効は、当事者（消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

○「援用」とは、ある事実を自己の利益のために主張すること。時効の利益（債務の消滅）を受けようとする一方的な通知。

○　時効援用通知は口頭で行うこともできる。

○　公債権と私債権では異なる（後述）

３　消滅時効経過後の債権について（公債権と私債権）

（１）公債権

時効期間が経過すれば、徴収権が絶対的に消滅する（自治法236条1項）。

地方自治法236条（金銭債権の消滅時効）
　金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、**これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。**普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
２　金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、**時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。**普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。（３～４項は略）

（２）私債権

時効期間が経過したのち、債務者が消滅時効を援用することで債権が消滅する（民法145条）。

反対にいえば、援用がなければ債権は残る。

４　民法の定める消滅時効（一部条文省略。下線は引用者による）

（債権等の消滅時効）

第百六十六条　債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二　権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

２　（略）

３　（略）

（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

第百六十七条　人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。

（定期金債権の消滅時効）

第百六十八条　（略）

（判決で確定した権利の消滅時効）

第百六十九条　確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。

２　前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

５　改正民法で廃止された短期消滅時効の例

○　水道料金（２年）（前民法173条1号）

○　給食費（２年）（前民法173条3号）

○　病院診療費（３年）（前民法170条１項）

→現民法では短期消滅時効が廃止され、納期限の翌日から５年となる。

６　旧民法と現行民法の適用関係について

※　現行民法は2020年4月1日に施行

民法附則　（平成二九年六月二日法律第四四号）

（時効に関する経過措置）
第十条　施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第百四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２～３　（略）

４　施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

7　起算点

(1)　公債権

地方自治法236条（金銭債権の消滅時効）
　金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、**これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。**普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(2)　私債権

①改正民法施行前に発生した債権（その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む）
→「権利を行使することができる時から」（改正前民法166）

②改正民法施行後に発生した債権
・権利を行使することができることを知った時から（主観的消滅時効）（民法166①一）
・権利を行使することができる時から（客観的消滅時効）（民法166①二）

８　更新、完成猶予

※前民法における時効の「中断」が、民法改正で「完成猶予」と「更新」に区別されました。

○　時効の更新

…それまで経過した時効期間が効力を失い、時効の進行が中絶すること。
　更新事由が終了すれば、更新前の期間は通算されない（時効期間はリセットされ、振り出しに戻る）。

○　時効の完成猶予

…時効が完成すべき時が到来しても、時効の完成を一定期間だけ猶予するもの。
　猶予期間中に時効の更新事由が生ずれば、消滅時効は更新し、再びゼロから次以降が進行する。

９　民法の定める時効の更新・完成猶予の例（一部条文省略。下線は引用者による）

（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）
第百四十七条　次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。
一　裁判上の請求
二　支払督促　（三号以下省略）
２　前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

（強制執行等による時効の完成猶予及び更新）第百四十八条　（略）

（仮差押え等による時効の完成猶予）第百四十九条　（略）

（催告による時効の完成猶予）
第百五十条　催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
２　催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

（協議を行う旨の合意による時効の完成猶予）
第百五十一条　権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。一　その合意があった時から一年を経過した時
二　その合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時
三　当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時
（２項以下省略）

（承認による時効の更新）
第百五十二条　時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。
２　前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

（天災等による時効の完成猶予）
第百六十一条　時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第百四十七条第一項各号又は第百四十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から三箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

10　更新・完成猶予について、前民法と現民法の適応関係

民法附則（平成２９年６月２日法律第４４号）
（時効に関する経過措置）
第十条　（１項省略）
２　施行日前に旧法第百四十七条に規定する時効の中断の事由又は旧法第百五十八条から第百六十一条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

→　改正民法施行日（2020年４月１日）後に生じた完成猶予事由、更新事由に適用される。
　債権の発生日、債権の発生原因となる法律行為がされた日は関係ない。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

自治体債権管理・回収のための弁護士による公開セミナー

貸付金管理・回収

あかり総合法律事務所

弁護士　濵　尚行

第１　貸付金債権

私法上の金銭消費貸借契約（私債権）

借入の申込みから貸付けの実行

- 貸付けの申込み
- 審査
- 貸付決定（民法５２２条１項）
- 借用証書の提出
- 貸付けの実行
- 据置期間後の返済の開始

借用証書の様式の例

○ ○ 資 金 借 用 証 書

年　月　日

(あて先)○ ○ 市 長

借 受 人 住 所
氏 名　　印

保 証 人 住 所
氏 名　　印

下記のとおり○○資金を借り受けます。

○ ○ 資 金 貸 付 決 定 額			
償 還 期 間		据置期間	
償 還 方 法		利 率	

「改正民法対応版　自治体債権回収のための裁判手続マニュアル」
瀧　康暢／編著・自治体支援弁護士プロジェクトチーム／著から引用

様式の問題点

- ✓ 法令，条例の遵守条項
- ✓ 返済の始期（返済期間：１０年。据置期間：そのうち３年）
- ✓ 毎回の返済金額と返済日（元利均等払い。半年賦払い。）
- ✓ 返済期間
- ✓ 保証文言
- ✓ 利率と遅延損害金
- ✓ 期限の利益喪失条項

※不良債権化しても，全額の回収に着手できない！

消滅時効期間（2020年4月1日民法改正）

（改正前民法）

権利を行使することができる時から１０年

（改正民法）

権利を行使することができることを知った時から５年

権利を行使することができる時から１０年

消滅時効の更新と時効の援用権の喪失

（分割償還の貸付金）

一部の弁済　⇒　貸付金全体についての債務の承認

消滅時効期間経過前の債務の承認　⇒　時効の更新

消滅時効経過後の債務の承認　⇒　時効援用権の喪失

第２　保証人への請求

担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については，当該債権の内容に従い，保証人に対して履行を請求しなければならない（地方自治法施行令１７１条の２第一号）

保証契約の成立

- ✓ 主債務の発生
- ✓ 保証意思
- ✓ 書面性（平成１７年４月１日～）

保証債務の特徴

- 附従性ー主債務者に生じた事由

- 補充性

  ①催告の抗弁

  ②検索の抗弁

※　連帯保証に補充性は認められない

保証否認

質　問

借用書を見ると，主債務者と保証人の筆跡が同じです。
保証人に対して，請求は可能ですか？

保証人から保証書に署名した覚えがないと言われています。
押印もありますが，三文判です。
保証人に対して，請求は可能ですか？

時効管理

主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は，保証人に対しても，その効力を生ずる

（民法４５７条）

質　問

主債務者から，繰り返し，分納誓約書の提出があります。
この間，保証人に対して，請求をしていませんが，
時効は問題になりますか？

主債務者が，消滅時効を援用しました。
この場合でも，保証人に請求はできますか？

質　問

連帯保証人が債務の一部を支払いました。
この場合，主債務の消滅時効は更新（中断）しますか？

主債務者が，消滅時効期間経過後，債務の承認をしました。
この場合，保証債務の消滅時効は更新（中断）しますか？

その他債権管理（相続・破産）

質　問

連帯保証人に請求したところ，既に死亡していました。

連帯保証人の相続人は，妻と子ども２名でした。

妻と子ども２名に対して，それぞれ全額を請求できますか？

主債務者の破産が判明しました。

この場合，連帯保証人に対して請求はできなくなりますか？

今後の時効の管理はどのようにしたらよいでしょうか？

主債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務（改正民法４５８の３）

主債務者が期限の利益を喪失

⇒　債権者は保証人に対して，

　　２か月以内に，その旨を通知しなければならない

通知を怠ると

⇒　期限の利益喪失後の遅延損害金の請求ができない

第３　訴訟等の手続による回収

督促後，相当期間を経過して，なお履行されないときは，
訴訟手続により履行を請求しなければならない
（地方自治法施行令１７１条の２第三号）

訴訟手続をしなくてよい例外

① 徴収停止（施行令１７１条の５）

② 履行延期の特約等（施行令１７１条の６）

③ その他特別の事情

裁判手続きをとる際に確認しておくべき事項

- ✓ 滞納者の住所
- ✓ 滞納者に郵便物の送達が可能か
- ✓ 債権の存否に争いがないか
- ✓ 無財産，生活困窮でないか
- ✓ 議会の承認

訴訟手続きの選択

- 支払督促
- 少額訴訟
- 即決和解
- 民事調停
- 通常訴訟

支払督促と訴訟の主な違い

	支払督促	通常訴訟
訴訟費用（印紙）	通常訴訟の半額	通常額
議会承認の要否（専決条例無し）	不要 （異議申立により通常訴訟に移行すると必要）	必要
請求額の上限	制限なし	簡易裁判所140万円まで 地方裁判所140万円以上
明渡請求	できない	可能
利用回数制限	なし	なし
管轄裁判所	相手方の住所地	自治体もしくは相手方の住所地
公示送達	できない	可能
裁判所への出頭	不要	必要
証拠・書証の添付	不要	判決に必要な書証必要
申立・提訴の必要条件	郵便物が相手方に届くこと	公示送達可能
手続選択上の留意点	通常訴訟に移行すると相手方の住所地の管轄裁判所まで出頭必要	

差押え執行手続

- 債権差押え（預金差押え，給料差押え）
- 建物明け渡しの執行（断行）＋動産執行
- 自動車差押え
- 不動産競売申立

- ご静聴ありがとうございました。

国保返還金について

２０２２／７／５　弁護士　小澤　尚記

【自己紹介】

弁護士　小澤尚記（こざわなおき）

池田総合法律事務所

〒４６０－０００２
名古屋市中区丸の内一丁目１７番１９号
キリックス丸の内ビル８０２号

電　話：０５２－６８４－６２９０
ＦＡＸ：０５２－６８４－６２９１
kozawa@ikeda-lawoffice.com

【発生原因】

①就職して協会けんぽ等に切替で資格喪失

②他の都道府県に転居
→国民健康保険の資格を喪失

【債権の性質】

自治体ＰＴでは，

私債権（民法の不当利得返還請求権）と捉えています。

自治体の多くは，公債権と捉えていると思います。

【自治体PTの方針】

自治体ＰＴでは，最終的にはご依頼いただく自治体の債権の捉え方（多くの場合は「公債権」）に従って，業務を行っています。

【消滅時効】

- **私債権**

  権利行使できることを知った時から５年（主観的起算点）

  権利行使できる時から１０年（客観的起算点）

- **公債権**

  権利行使できる時から５年

【私債権と捉えた場合の主観的起算点】

- **主観的起算点**

「権利行使を期待されてもやむを得ない程度に債権者が権利の発生原因等を認識する必要がある」

⇒・被保険者からの資格得喪届出があった時

・転出の届出があった時

【時効の客観的起算点】

外来診療の場合…

- 療養給付がなされた翌日
- 薬剤購入日の翌日

入院の場合…退院の翌日

【保険者間調整】

現保険者に対する療養費請求権は２年で消滅時効
（国保法１１０条①、健保法１９３条①）

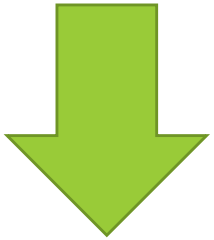

２年以内であれば，債務者の協力のもと，
債務者の負担無く解決できます。

【実際の回収について（１）】

- 少額であることが多く，回収率は比較的良い
- 加えて，そもそも国保から健保に移行する場合，就職が理由であることが多く，収入状況が好転していることが多い。

⇒他の自治体が抱える債権の中では無資力者の割合が少ない。

【実際の回収について（２）】

- 回収に取りかかるのは早い方が良い

- 弁護士名の通知だけで、弁護士に連絡もないまま納付されることも多い

【実際の回収について（３）】

- 返還金の意味が当初は理解できなくても，

  ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

  ことが多い

- ＿＿＿＿＿＿＿＿＿も支払ってもらえることが多い

【ＰＴの実績　令和２年度まで】

- 委託総件数　累計＿＿＿＿件超
  委託総額　　約＿＿＿＿万円

- 回収総額　　約＿＿＿＿万円

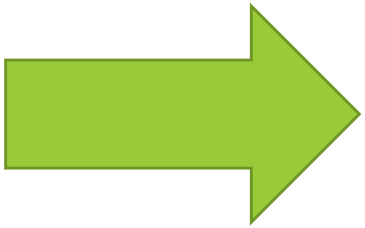

回収率は＿＿％程度

【ＰＴの実績　令和３年度】

- 委託総件数　約＿＿＿＿件
  委託総額　　約＿＿＿＿万円

- 回収総額　　約＿＿＿＿万円

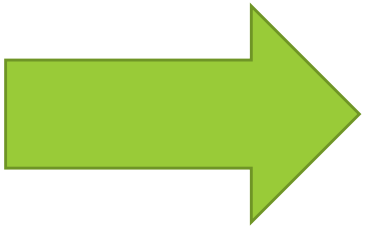

回収率は＿＿％程度

【ＰＴの実績　令和３年度】

- 支払督促等移行した事案　約＿＿＿件

弁護士に依頼した場合、＿＿＿％弱程度の回収率になる

【留意点】

未成年者が受診している場合，親権者を相手方とする必要がある。

外国籍の方の場合，親権者の特定に困難が伴う

【詳しくは】

自治体債権回収のための裁判手続マニュアル（改正民法対応版）３０３ページ以下を参照ください。

ご静聴，ありがとうございました。

民法改正後の実務をわかりやすく漏れなく完全にフォロー！
この一冊で基本的債権すべてに対応できる！

改正民法対応版

自治体債権回収のための裁判手続マニュアル

弁護士　瀧康暢／編著　　自治体支援弁護士プロジェクトチーム／著

A5判・定価（本体4,800円＋税）送料360円　［電子版］本体4,800円＋税
※送料は2020年7月時点の料金です。　※電子版はぎょうせいオンラインショップ（https://shop.gyosei.jp）からご注文ください。

改訂のポイント

◆解説の追加◆
改正民法の解説はもちろん、**非強制徴収公債権**の徴収についても詳述！

◆実務に直結◆
研修等でうけた**読者からの要望・質問**を盛り込み、**より現場実務に寄り添う**内容に！

◆購入者特典◆
市町村アカデミーで講師を務める執筆陣の**解説動画、書式データ**のダウンロードサービスが**専用 Web サイト**で利用できます！※2020年9月より順次公開予定

民法改正による影響について、各種債権ごとに留意すべきポイントを徹底解説！

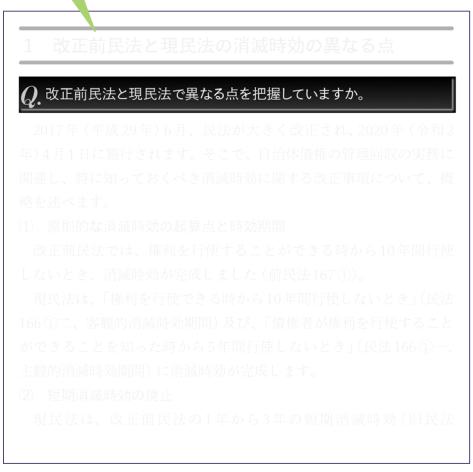
1　改正前民法と現民法の消滅時効の異なる点

Q. 改正前民法と現民法で異なる点を把握していますか。

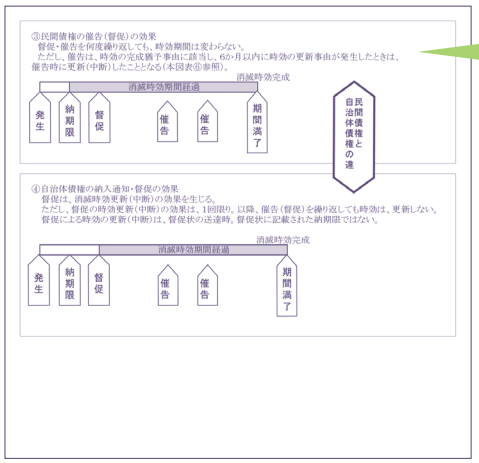

複雑な時系列や手続きフローが図表から視覚的に理解できる！

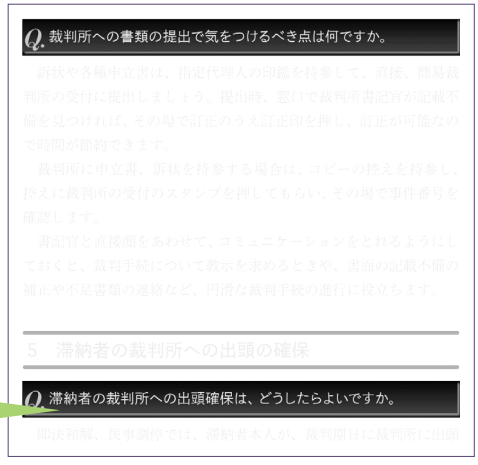
Q. 裁判所への書類の提出で気をつけるべき点は何ですか。

5　滞納者の裁判所への出頭の確保

Q. 滞納者の裁判所への出頭確保は、どうしたらよいですか。

自治体向け研修の講師を務める弁護士だからわかる、現場のリアルな疑問に答えます！

ぎょうせい

目　次

第１章　自治体債権回収――裁判手続選択の条件

自治体債権の種類と性格／裁判手続利用の留意点と各種裁判手続の特徴／ 訴訟手続を利用する際の確認事項／消滅時効の確認／連帯保証／議会の議決と長の専決処分／財産調査の方法

第２章　各種裁判手続の具体的手続の内容

支払督促・少額訴訟・即決和解・民事調停を選択する場合の必須条件／支払督促／少額訴訟／即決和解（訴えの提起前の和解）／民事調停／通常訴訟手続移行後の手続き

第３章　裁判所の送達手続

滞納者への送達は大きな難関／特別送達郵便による訴状等の送達／１回目の特別送達／特別送達が不送達のとき／送達先変更の申請／休日送達／就業場所送達の申請／付郵便（書留郵便に付する）送達の申請／公示送達の申立て

第４章　各種自治体債権の特徴と回収の留意点

公営住宅家賃／駐車場使用料（公営住宅内）／公有財産賃料・使用料／公設卸売市場・公営産業施設使用料／墓地管理手数料／幼稚園保育料／学童クラブ育成料／水道料金／ガス料金／合併浄化槽使用料／農業集落排水処理施設使用料／廃棄物処理手数料／し尿処理手数料／学校給食費／病院診療費／老人福祉施設入所者負担金／貸付債権一般／母子父子寡婦福祉貸付金／緊急小口資金貸付金／災害援護資金貸付金／住宅建設・改善資金貸付金／水洗便所改造・浄化槽廃止工事資金貸付金／奨学資金貸付金／生活保護費返還金／児童手当過誤払返還金／児童扶養手当過誤払返還金／国民健康保険医療費返還金／福祉医療費助成金返還金／補助金返還金

第５章　強制執行の申立て

強制執行の準備／預金債権の差押え／給料債権の差押え

第６章　差押債権取立訴訟

取立訴訟の提起／債務者の給料の差押金額が不明な場合

第７章　訴訟費用額確定処分の申立て

訴訟費用額確定処分の申立ての概説／訴訟費用額確定処分の申立ての実務

第８章　書式・様式編

編著者紹介　瀧（たき） 康暢（やすのぶ）／弁護士

平成12年以降、多重債務問題の解決に取り組み、過払金回収をマニュアル化、多重債務者の生活再建と税・料金の滞納整理に尽力。その経験を買われて、平成22年の市町村アカデミーの講師を皮切りに、JIAM や全国の市町村研修センターで講師を務める。また､大津市をはじめ、多くの団体の債権回収アドバイザーや悪質高額滞納案件の租税徴収の委託を受けている。平成26年、自治体支援弁護士プロジェクトチーム設立、同代表を務める。

商品に関するご照会･お申し込みは　フリーコール（通話料無料）電話受付時間：平日９時から17時　TEL：0120-953-431　FAX：0120-953-495　Webサイト　URL：https://shop.gyosei.jp

※電子版は「ぎょうせいオンラインショップ」(https://shop.gyosei.jp) からご注文ください。閲覧には無料の専用アプリが必要です。ぎょうせいオンラインショップ　検索

■個人情報の取り扱いについて
【利用目的】 ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。
【第三者提供】 お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。
【委託】 利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。
【個人情報提供の任意性】 個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。
【開示等の求めに応じる手続】 利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。
【個人情報相談窓口】 株式会社ぎょうせい　出版営業部　営業課　電話03-6892-6562　受付時間　平日9時～17時
【個人情報保護管理者】 情報管理担当執行役員

プライバシーマーク 21000950

キリトリ線

申込書

上記「個人情報の取り扱いについて」に同意し、下記図書を申し込みます。　年　月　日

改正民法対応版 **自治体債権回収のための裁判手続マニュアル**　部

A5判･定価(本体4,800円+税) ~~送料600円~~　コード　5108601-00-000　債権回収手続(改)

お届け先 ご住所	〒　- 都道府県		
(フリガナ) お名前	(ご担当部署名:　　ご担当者名:　　)		㊞
TEL	-　-　-	e-mail	@
お得意様No.	(ご存知の場合はご記入ください) □□ -□□□□□□□	支払費	□公費　□社費　□私費

※送料は2020年7月時点の料金です。

株式会社ぎょうせい
〒136-8575　東京都江東区新木場1-18-11
TEL：0120-953-431／FAX：0120-953-495
URL：https://shop.gyosei.jp

(2020.7)　ISBN978-4-324-10802-4　コード 5108601-00-000　債権回収手続(改)

●弊社使用欄
お申込みは東海支社（担当：落合）へ
フリーFAX：0120-802-487
TEL:052-231-0331

自治体支援弁護士
プロジェクトチームのご案内

■ごあいさつ■

2014年7月、当チームは、自治体・自治体職員の皆さんと連携して、行政の支援に積極的に取り組む意欲を持った弁護士によって結成しました。自治体と弁護士の業務連携は、新しい活動領域で、フロンティア精神にあふれる弁護士ばかりです。

自治体職員の皆さんから、不安を抱えて行っている日常業務について専門的な助言がほしい、回収困難債権の整理のため協力を得たい等、弁護士の支援を切望する声が次々と届いています。

チーム結成後、メール・面談による日常的な職員相談、市営住宅家賃の回収、個別債権ごとの債権管理マニュアルの作成、研修会講師派遣などの依頼を複数の自治体からいただいています。

ご希望に応じて業務内容の説明に行きますので、是非、ご連絡ください。

代表　瀧 康暢（愛知県弁護士会所属）

日常業務に関する疑問を気軽に質問したい

自治体債権の回収を外部委託したい

職員の知識習得・スキルアップを図りたい

そんな疑問やご希望に、多くのメニューをご用意しています

◎目次◎

1　メール相談
2　面談相談
3　債権回収計画の策定業務
4　債権回収一括委託
5　個別債権徴収委託
6　行政代執行支援
7　債権管理マニュアル
8　顧問弁護団
9　講師派遣

1 メール相談

こんな悩みに
「日常の業務に関する疑問を、気軽に相談できる弁護士がほしい」
「顧問弁護士の相談は、使い勝手が悪い」

◎どんな相談ができますか？

自治体債権（租税債権を含む）に関連する質問・相談ができます。
日常業務の些細な質問、根拠が曖昧で疑問を抱いている業務、住民からの質問・苦情への対応などの相談が可能です。

◎特長◎

① いつでも、気軽に、日常業務に関する疑問や困りごとを相談できます。

② 顧問弁護士との相談で必要となる準備、総務課の決裁などは不要です。

③ 簡単な質問、初歩的な質問も遠慮なく聞けます。

④ 弁護士事務所に行く必要がありません。

⑤ 質問から最短2週間で回答を得られます。

＝ご相談の流れ＝

1）日常業務の素朴な疑問

2）メールで質問

3）担当チームで検討します

右下の質問シート（見本）にご質問事項を記入してメール送信してください

監督者、主査と副査で構成する3名の弁護士のチームで、ご相談の検討・回答作成をします。
回答は、他のチーム員にも諮り、内容をブラッシュアップします。

4）回答のご送付

回答までの期間は、原則、**ご質問送信日の翌日から10営業日後**です。

＜具体的相談例＞

- 夫名義の契約の市営住宅や水道料金の滞納について，妻が書いた分納誓約書は、有効でしょうか。
- 市営住宅や水道料金の滞納者が破産した場合、市営住宅の明渡しや水道の給水停止はできますか。
- 消滅時効期間が経過している場合、時効の教示義務はありますか。また教えたとき、逆に教えなかったときそれぞれ、責任を問われることがありますか。

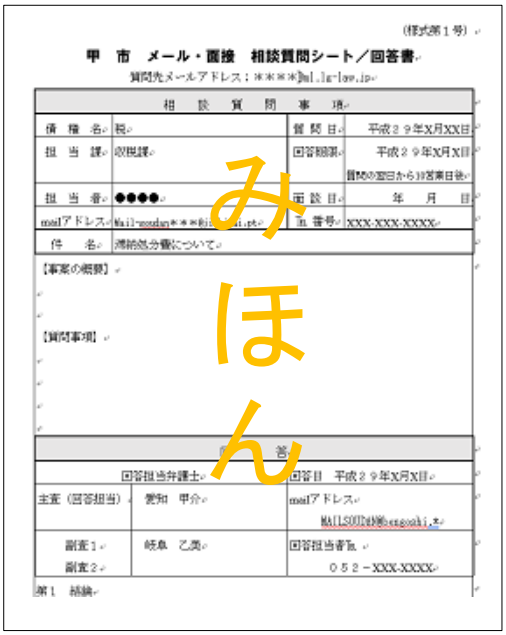

（様式第１号）

甲　市　メール・面接　相談質問シート／回答書

質問先メールアドレス：＊＊＊＊@ml.lg-law.jp

相談質問事項			
債権名	税	質問日	平成２９年X月XX日
担当課	収税課	回答期限	平成２９年X月X日 質問の翌日から10営業日後
担当者	●●●●	面談日	年　月　日
mailアドレス	Mail-soudan＊＊＊@ji[illegible]i.pt	電話番号	XXX-XXX-XXXX
件名	滞納処分費について		

【事案の概要】

【質問事項】

回答		
回答担当弁護士		回答日　平成２９年X月X日
主査（回答担当）	愛知　甲介	mailアドレス MAILSOUDAN@bengoshi.jp
副査１ 副査２	岐阜　乙美	回答担当者Tel ０５２－XXX-XXXX

第１　結論

みほん

2 面談相談

こんな悩みに
「文書での質問と回答では、細かい事実関係が伝えられない」
「一問一答方式でなく、口頭で幾度か質疑応答を繰り返したい」

◎特長◎

① メール相談のように事案や質問事項を文章化してタイピングする手間が省ける。

② 文章で伝えられない微妙なニュアンスを交えて、その場で、質疑応答が可能。

③ 手元の記録を見ながら、事例を検討し的確な回答が得られる。

＝面談相談の方式＝

日程を設定して半日から1日、庁舎内で、対面対話式の相談ができます。
相談できる内容は、メール相談と同じです。例えば次のような日程で、年2回～4回程度行います。

時間	担当課	質問・相談事項
13時～14時	子ども課	児童手当返還金
14時～15時	市営住宅課	入居承継の要件と手続について
15時～16時	学校教育課	民法改正と給食費の消滅時効期間
16時～17時	納税課	法人代表者死亡と公示送達

3 債権回収計画の策定業務

こんな悩みに
「塩漬け状態の長期未収債権の処理はどうしたらいいのか」
「債務者の死亡・転居先不明で、誰に請求するのか分からない」

◎特長◎

右のような事案では、どこから手を付けるのか、何から始めるべきなのか検討もつかないと思われます。
債権回収方針が確立できれば、取り組むべき課題も明確になり、自庁で債権の回収を行うのか、外部に徴収委託するのか方向性も定まります。

長期間滞納が継続した
奨学金
住宅建設資金貸付金

退去後、未納のままの
公営住宅使用料

債務者が死亡し、**相続人が不明**の債権

＝業務の流れ＝

① 債権回収計画策定の業務委託契約
↓
② 委託する債権の抽出・記録の受領
↓
③ 担当弁護士による個別記録の検討・精査
債務者・連帯保証人の所在調査、相続人調査、所有不動産の財産調査
↓
④ 債権回収方針についての報告書の作成
督促・催告する対象債務者の選定および督促のタイミング、訴訟手続の必要性、債権放棄が相当かどうか等の意見を付した報告書を作成します。

4 債権回収一括委託

こんな悩みに
「1年以上の未収債権の回収は、自治体職員の手に余る」
「未収金債権は外部委託して、本業の行政事務に集中したい」

◎特長◎

① 文書催告から納付相談・訴訟・強制執行まで、間断ない債権回収

② 機械的な債権回収ではなく、丁寧な納付相談により、滞納者の資力・生活状況に応じた回収

③ 納付意思がみられなければ、訴訟

④ 債権回収が不可能な場合、最終報告書が債権放棄の根拠資料となる。

委託対象債権

- 1年以上滞納が累積した公営住宅家賃・給食費・市民病院の医療費
- 返済が途絶えた奨学金、父子母子寡婦福祉貸付金、住宅資金貸付金
- 国民健康保険医療費返還金、福祉医療助成金返還金
- 生活保護廃止世帯の生活保護費返還金（非強制債権のみ）

＝当チームによる債権回収業務の基本姿勢と業務フロー＝

① 事前打合わせ
- 対象債権の確定、資料の引き継ぎ、スケジュール、段取りの確認等を行います。

② 文書催告・電話催告
- 催告書を送付し、催告書が到達した頃に全滞納者に電話催告を行います。

③ 納付相談会
- 弁護士が面談にて滞納者の生活状況等を聴取します。

↓

④－1 生活再建支援

資力回復の見込みがない者（低収入、ひとり親家庭、高齢者、要介護の家族）	資力の回復が見込める者
債権放棄	債務整理、家計見直し、各種制度の利用などによる、資力回復・弁済原資の備蓄 ↓ 分割納付・一括納付

④－2 納付意思なし

↓

支払督促
訴訟提起

不履行の場合

⑤ 最終報告
- 訴訟提起、債権放棄等、今後の方針に関する意見を付した報告書を作成いたします。

5 悪質な高額滞納者に対する租税債権・税外債権の回収

資力がありながら、納付しない者（法人）は、真の悪質滞納者です。
こうした悪質滞納者は、周到な準備と計画の上、確信的に滞納しています。
当チームでは、弁護団を編成し、対抗策を練り、毅然と法的措置を尽くします。弁護士の協力があれば必ず道が開けます。

例①　数千万円を超える固定資産税の滞納

•ゴルフ場・リゾートホテル・パチンコ店など、事業体は高収益を上げながら、敷地・建物所有者は別法人もしく精算会社で優先する担保がつき公売不可能な事案。

例②　上・下水道料金を滞納するホテル、銭湯、飲食店

例③　高額の違約金、損害賠償金の徴収

例④　行政代執行費用（空家、産廃、不法投棄）の徴収

6 行政代執行支援

こんな悩みに
「行政代執行手続きに瑕疵・脱漏か生じないか心配」
「行政代執行費用の回収ができるか不安」

こんな事案

- 空き屋対策事業の対象物件だが、持分所有者が複数いる。
- 空き屋の所有者が居所不明で、簡易代執行したい。
- 大量の廃棄物が不法投棄され、土砂が流出して雨水が汚染される。

困難な行政代執行

行政代執行は、とかく目前の危険の除去だけに意識が集中します。代執行のみが先行し、手続きの瑕疵・欠缺に気がつかない、代執行費用の徴収は二の次になるなど、細部まで配慮が行き届きません。

◎弁護士に相談するメリット◎

行政代執行計画策定時から、執行から費用徴収まで、全般的にアドバイスします。計画の立案は、自治体職員が先導しつつ、弁護士は、法令遵守の手続履行と代執行費用の徴収を後方支援します。

弁護士の助言により、安心して代執行の実行に取り組むことができます。

7 条例・要綱・債権管理マニュアルの作成、チェック

こんな悩みに
「徴収担当課の実情に即した債権管理マニュアルを作りたい」
「債権管理条例制定後10年になるが、条例、要綱を見直したい」

債権管理条例・業務マニュアルの必要性

債権管理条例の制定だけでは、債権管理は行き届きません。
標準業務を定めた債権管理マニュアルは、債権管理業務を適正化・均一化する上で、また担当職員の異動による債権管理業務の後退を防ぐためにも、各債権毎に必須のものです。

債権管理マニュアル作成に向けた我々の業務内容

1年目
徴収担当課から債権管理の現状、システム運用のヒアリング、リーガルチェック。
債権ごとの暫定版債権管理マニュアルの作成、様式集の整備。

2年目
暫定版債権管理マニュアルの実施状況を各課からヒアリング。
暫定版債権管理マニュアルを改善した「債権管理マニュアル完成版」の納品

3年目
債権管理マニュアルの履行状況の確認と更なる徴収体制の整備の提案

8 顧問弁護団の結成

こんな悩みに

「顧問弁護士は、敷居が高く相談しにくいうえに、自治体行政に馴染みがなく、回答は抽象的でかつ実務にそぐわない」

「高齢となった顧問弁護士と顧問契約を近々終了する予定」

「任期付公務員弁護士も、弁護士経験3年程度で訴訟経験もほとんどなく、助言内容に不安がある」

◎顧問弁護団のメリット◎

① 複数弁護士で合議するので、回答の信頼性が高い。

② 多方面の質問をカバーできる。

③ 複数で対応するため、緊急の場合も誰かが対応できる。

④ 自治体のメール・面談相談を多数受けているので、行政の実務的視点に立った助言が得られる。

＝契約形態＝

当チームの弁護士2～5名と連名で顧問契約します。
とりまとめ弁護士が質問を受け、弁護団で合議して回答します。

9 職員研修会への講師派遣

こんな悩みに

「異動で徴収担当となった職員の基礎知識の修得を図りたい」

「徴収担当経験1年以上の職員の徴収力アップを図りたい」

「債権の適正管理について、全庁的に意識改革を図りたい」

◎ 債権管理・回収研修会の必要性

適正な自治体債権の管理・回収のためには、徴収担当職員全員が、基礎知識を得る必要があります。

しかし、数年ごとの異動で債権回収のスキルの蓄積は困難です。

徴収職員の能力維持向上のため、定期的な債権管理研修会が必要です。

テーマ例

- 「税外債権の適正管理・回収の基礎知識」
- 「裁判手続を利用した債権回収」
- 「住宅使用料の管理・回収」
- 「相続が発生したときの債権回収」

◎ 自治体債権（租税債権を除く）の管理・回収に関する研修に弁護士講師を派遣します。
◎ 債権の回収は、弁護士の本業です。しかも当チームは、実際に自治体債権の回収も手がけており、経験も豊富です。

（過去の公開セミナーの様子）

毎月の例会で勉強会を行い、
研鑽を行っています。

Q & A

Q もっと説明を聞きたいのですが、どこに連絡すればよいですか

A 下記、当プロジェクトチーム代表（瀧康暢）又は事務局長（竹内千賀子）宛にご連絡下さい。

Q 費用がいくら位になるか心配です

A ご依頼の内容をお聞きした上で、お見積書を作成いたしますのでご安心下さい。

Q 業務委託をするため、具体的に打ち合わせをしたいのですが、打ち合わせはどのような方法をとるのですか

A 原則として、地方自治体、自治体職員様のご都合に合わせて弁護士２～３名で貴庁舎までお話を伺いに行きます。

Q 依頼をしたいと考えているのですが、団体との契約になるのでしょうか

A プロジェクトチーム内の、１人または複数の弁護士との間で、直接個別に契約をしていただく形になります。

Q 我が自治体は愛知県外なのですがよいでしょうか

A 地域に限定はありません。プロジェクトチームは、全国の自治体と連携しています。

Q プロジェクトチームの活動内容を知りたいです

A プロジェクトチームのホームページを是非ご覧ください（http://lg-law.jp/）。
また、独自に行っている勉強会等の内容を随時メールマガジンで開示しますので、閲覧を希望される場合は、ホームページからお申込みください。
定期的に全国各地でセミナーを開いています。セミナーの予定もホームページ内でお知らせいたします。

自治体PT

でご検索ください！

お問い合わせ・ご相談等は下記までご連絡ください。どちらの窓口でもかまいません。

代表　瀧　康暢

〒４９１－０８４２
愛知県一宮市公園通三丁目３０番６号
弁護士法人公園通法律事務所
電話　0586-26-6266
ＦＡＸ　0586-26-6268

事務局長　竹内千賀子

〒４６０－０００２
名古屋市中区丸の内一丁目１７番１９号
キリックス丸の内ビル５階
オリンピア法律事務所
電話　052-201-7728
ＦＡＸ　052-201-7729